

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年10月1日（平成27年（行情）諮問第599号）

答申日：平成29年1月25日（平成28年度（行情）答申第681号）

事件名：特定トンネルの交渉開始から現在に至るまでの用地交渉記録等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の判断

別紙に掲げる文書1ないし文書9（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8につき、その一部を不開示とし、文書2、文書4及び文書7につき、これを保有していないとして不開示とし、文書9につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8につき、その一部を不開示としたことは結論において妥当であり、また、文書2、文書4及び文書7につき、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、さらに、文書9につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成21年12月24日付け国関整総情第62号-1による一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び同日付け国関整総情第62号-2による不開示決定（以下「原処分2」といい、「原処分1」と併せて「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示部分について開示してほしい。開示請求以前から電話、メール、手紙などで公開をお願いしていたものも含まれる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙に掲げる文書1ないし文書9（本件対象文書）の開示を求めたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8について、用地交渉記録1ないし用地交渉記録3を特定し、法5条1

号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った。また、文書2、文書4及び文書7については文書不存在を理由に、文書9については法8条に基づく存否応答拒否を理由に不開示決定（原処分2）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、不開示部分の開示を求める審査請求を提起したものである。

2 審査請求人の主張について

3度にわたる補正を通じた審査請求人の主張は、上記第2のとおりである。

なお、本件審査請求を受け、行政不服審査法23条の規定に基づき、相当の期間を定め審査請求人へ弁明書に対する反論書の提出を求めていたが、反論書の提出はなされなかった。

3 本件事業について

(1) 特定トンネルについて

特定トンネルは、特定バイパス事業の一部区間である。当該バイパス事業は、特定町と特定市内における特定国道の慢性的な渋滞を解消する目的で、平成4年度に事業化され、平成7年3月から事業用地取得のための用地交渉が進められ、平成10年度に工事に着手した。その後、平成17年3月に用地買収を終了し、平成15年度には一部区間の開通に至っている。

なお、本件事業箇所の地先名は特定Aであるが、周辺住民は当該地区を特定B地区と呼称しており、トンネル名称である「特定Aトンネル」も「特定Bトンネル」と呼称する者が存在しているところである。このことに加え、本件の開示請求書及び審査請求書等に明記されている「特定Bトンネル」は、その内容からして「特定Aトンネル」であることが明らかであることから、以下、審査請求人の言う「特定Bトンネル」については、「特定Aトンネル」として扱うものとする。

(2) 用地交渉記録について

用地交渉記録は、公共事業用地の適正な契約を行うため、用地交渉の際の結果を記録する文書であり、地方整備局用地事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第86号）に基づき作成する文書である。一般的には、用地買収の目的となる事業名、用地交渉場所、交渉年月日・時間、出席者、交渉内容、その他特記事項が記載され、用地課長以下担当者の押印がなされている。

(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例について

用地買収の対象となった場合、補償金額を譲渡予定者に提示後6ヶ月以内の契約であれば、租税特別措置法33条の4に基づく課税の特例が

適用され、譲渡所得の金額から5000万円が控除される。課税の特例に関する適用の判断は、被買収者が確定申告を行った税務署で行う。

4 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人が求める文書の内容から以下のとおり分類することができる。

文書1及び文書3に該当するものとして、2009年11月までの審査請求人との用地交渉記録すべて（以下「用地交渉記録1」という。）

文書5及び文書6に該当するものとして、用地交渉記録1のうち、文書5及び文書6の内容に関する部分の記録（以下「用地交渉記録2」という。）

文書8に該当するものとして、用地交渉記録1のうち、文書8の内容に関する部分の記録（以下「用地交渉記録3」という。）

5 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、原処分において不開示とした部分の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 用地交渉記録1について

本件対象文書のうち、用地交渉記録1については、原処分において一部開示決定を行っているが、そもそも用地交渉記録1が該当する文書1及び文書3の文書名には、特定個人（審査請求人）と関東地方整備局が用地交渉を行ったという事実が示されている。

この事実自体が法5条1号本文に定める個人識別情報であって、これを公にする法令の規定や慣行はないことから、同号ただし書イに該当せず、口又はハにも該当しないので、同号の不開示情報に該当すると認められる。このため、文書1及び文書3に該当する文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定に基づき、存否応答拒否により不開示とすべきであった。このような場合において、本来、存否応答拒否により不開示とすべきものであることにかんがみれば、既に開示されている部分はともかく、不開示部分の開示可能性については、検討の余地のないものである。

(2) 用地交渉記録2について

本件対象文書のうち、用地交渉記録2についても、用地交渉記録1と同様に原処分において一部開示決定を行っている。

処分庁の説明によれば、用地交渉記録2が該当する文書5及び文書6の文書名には、特定個人（審査請求人）と関東地方整備局が立木伐採に関する交渉を行ったという事実が明記されていないものの、3度にわたる補正の記載ぶりから、審査請求人と関東地方整備局との用地交渉における立木伐採に関する記録を求めていることは明らかであることから、用地交渉記録2を特定して一部開示決定を行ったとのことである。

諮問庁としては、文書5及び文書6で求められている文書が審査請求人と関東地方整備局との用地交渉における立木伐採に関する記録であって、用地交渉記録2を特定すること自体は妥当であると考えているが、そうであれば、上記(1)同様、法8条の規定に基づき、存否応答拒否により不開示とすべきであった。したがって、既に開示されている部分はともかく、不開示部分の開示可能性については、検討の余地のないものである。

(3) 用地交渉記録3について

本件対象文書のうち、用地交渉記録3についても、用地交渉記録1及び用地交渉記録2と同様に原処分において一部開示決定を行っている。

処分庁の説明によれば、用地交渉記録3が該当する文書8の文書名には、特定個人(審査請求人)と関東地方整備局との間で用地交渉が行われたという事実が明記されていないものの、3度に渡る補正の記載ぶりから、審査請求人と関東地方整備局との用地交渉を行ったという事実を示していることは明らかであることから、用地交渉記録3を特定して一部開示決定を行ったとのことである。

諮問庁としては、文書8で求められている文書が審査請求人と関東地方整備局との用地交渉の事実を示しており、用地交渉記録3を特定すること自体は妥当であると考えているが、そうであれば、上記(1)同様、法8条の規定に基づき、存否応答拒否により不開示とすべきであった。したがって、既に開示されている部分はともかく、不開示部分の開示可能性については、検討の余地のないものである。

(4) 文書2に該当する文書の保有の有無について

文書2については、保存期間満了に伴い、廃棄したものとして、原処分2において文書の不存在を理由に不開示としている。

処分庁の説明によれば、文書2の引継書は、A課長、B課長、C課長、D課長ごとに、それぞれの着任日から判断し、それぞれ、平成12年4月1日、同14年4月1日、同16年4月1日、同18年4月1日に作成されたものと考えたとのことである。さらに処分庁は、引継書については、地方整備局文書管理規則(平成13年国土交通省訓令第78号。以下「訓令」という。)の33条に定める「第6類」に該当し、その保存期間は、作成または取得の日から1年未満と記載されていることから、開示請求時点においては、当該4課長の引継書はすべてその保存期間を満了しており、既に廃棄済みであるとし、文書の不存在を理由に不開示決定を行ったと説明する。

諮問庁としては、課長の引継書は、通常、新課長着任の際に作成されるものであることから、A課長、B課長、C課長又はD課長に係る引継書が作成されたのは、上記のとおり、それぞれ平成12年4月1日、同

14年4月1日，同16年4月1日，同18年4月1日であると考えても特段不自然な点は認められない。仮に，各年の4月2日以降に作成したとしても，訓令33条及び34条の規定に基づき，第6類に該当する文書の保存期間は，作成又は取得の日から1年未満であること，また，訓令によれば，第6類に該当する文書の場合は，保存期間満了後に行政文書ファイル管理簿にいつ廃棄をしたか記録する必要もないことから，保存期間満了後に行政ファイル管理簿に何も記録されることなく廃棄したと考えるのが自然であり，開示請求時点においては，当該4課長分の引継書は存在しないとしても特段不自然な点は認められない。念のため，処分庁をして，関係する課や事務所の執務室，倉庫及び書庫等も探索させたが，文書2に該当する文書の存在を確認できなかった。

以上のことから，関東地方整備局は文書2に該当する文書を保有しているとは認められないことから，文書の不存在を理由に不開示としたことは妥当であるとする。

(5) 文書4及び文書7に該当する文書の保有の有無について

関係機関との打合せ記録については，その必要性に応じて作成，保存するものであるが，本件審査請求を受け，処分庁をして，当時の担当者を確認させたところ，D課長が関係機関との打ち合わせを行ったこと自体は事実であるが，打ち合わせの場で用いた資料も存在しなければ，打ち合わせ記録も作成しなかったとのことであった。念のため，処分庁をして，関係する課や事務所の執務室，倉庫及び書庫等も探索させたが，本件対象文書の存在を確認出来なかった。

以上のことから，関東地方整備局は文書4及び文書7に該当する文書を保有しているとは認められないことから，文書の不存在を理由に不開示としたことは妥当であるとする。

(6) 文書9に該当する文書の存否応答拒否について

文書9については，文書名に特定個人の住所及び苗字を明らかにして，当該個人の所有地内にある池の状態について明示していると認められる。このため，本件対象文書の存否を答えることによって，特定の所有者個人の資産について所有地内にある池の状態という事実を明らかにすることとなるが，当該事実自体が法5条1号本文に定める個人識別情報であって，これを公にする法令の規定や慣行はなく，法5条1号ただし書イないしハに該当しないので，同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって，文書9に該当する文書の存否を答えるだけで，法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして，法8条の規定に基づき不開示としたことは，妥当であるとする。

(7) その他審査請求人の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも上記判断を左右するも

のではない。

6 結論

以上のことから、原処分のうち、不存在を理由に不開示とした決定及び存否応答拒否を行った決定は妥当であると考えるが、一部開示決定については、本来存否応答拒否を行うべきであったところ、本件対象文書が存在することを前提に法5条1号又は6号柱書きの不開示情報に該当する部分を不開示とする決定を行っており、同条1号の不開示情報が既に開示された状態となっている。このような場合において、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、当該一部開示決定は結論において妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年12月19日 審議
- ④ 平成29年1月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書9（本件対象文書）の開示を求めたものである。

これを受けて、処分庁は、文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8に該当するものとして用地交渉記録1ないし用地交渉記録3を特定し、法5条1号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った。また、文書2、文書4及び文書7について文書不存在を理由とする不開示決定並びに文書9についてその存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、不開示部分の開示を求める審査請求を提起したものである。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8の開示請求について、本来、法8条により存否応答拒否すべきであったとしつつも、原処分1は結論において妥当であり、原処分2についても妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、これらの文書につき不開示と判断した経緯等を改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

- (ア) 文書 1, 文書 3 及び文書 6 は, 特定個人(審査請求人)の氏名を明示した上で, 審査請求人と関東地方整備局との用地交渉に関する記録の開示を求めるものであり, また, 文書 5 及び文書 8 については, 特定個人(審査請求人)の氏名こそ明示されていないが, 3 度にわたる補正の記載ぶりから, 同じく審査請求人と関東地方整備局との用地交渉における立木伐採及び口頭承諾に関する記録の開示を求めていることは明らかである。
- (イ) したがって, 文書 1, 文書 3, 文書 5, 文書 6 及び文書 8 の存否を答えることによって, 審査請求人と関東地方整備局との間における, これらの各文書の記載に係る事実の有無を明らかにするところ, 当該事実の有無は, 特定個人(審査請求人)に係る法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, これを公にする法令の規定や慣行はないことから, 同号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハにも該当しないため, 同号の開示情報に該当すると認められる。
- (ウ) このため, 文書 1, 文書 3, 文書 5, 文書 6 及び文書 8 の存否を答えるだけで, 法 5 条 1 号の開示情報を開示することとなることから, 法 8 条の規定に基づき, 本来, 存否応答拒否により不開示とすべきものであった。

イ 以下, 検討する。

- (ア) 文書 1, 文書 3 及び文書 6 は, 特定個人(審査請求人)の氏名を明示した開示請求である。また, 文書 5 及び文書 8 の各文書の記載は, 特定個人の氏名が明示されていないものの, これらが文書 1, 文書 3 及び文書 6 と同一の開示請求書により開示請求がされたものであることに照らせば, 文書 5 は審査請求人が所有していた立木の伐採に関する文書であり, 文書 8 は審査請求人の口頭承諾に関する文書であるものと認められる。

実際, 当審査会において, 本件開示請求の際の処分庁と審査請求人との間の 3 度に渡る開示請求書の補正に関する記録を確認したところ, 文書 5 及び文書 8 に係る開示請求が上記趣旨のものであることを裏付ける趣旨の記載が認められる。

- (イ) そうすると, 文書 1, 文書 3, 文書 5, 文書 6 及び文書 8 の開示請求に対し, 該当する文書の存否を答えることは, 特定個人(審査請求人)と関東地方整備局との間におけるこれらの各文書に記載の事実の有無(以下「本件存否情報 1」という。)を明らかにするものと認められる。

本件存否情報 1 は, 法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し,

同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8について、その存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなることから、本来は、法8条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったものと認められる。

しかしながら、処分庁は、既に原処分において文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8が存在することを明らかにしてしまっており、このような場合において改めて原処分を取り消して法8条を適用する意味はなく、原処分は、結論において妥当といわざるを得ない。

(2) 文書2、文書4及び文書7について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、これらの文書につき不開示と判断した経緯等を改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 文書2について

課長の引継書は、通常、新課長着任の際に作成されるものであることから、当該4課長に係る引継書が作成されたのは、各課長が着任した平成12年4月1日、平成14年4月1日、平成16年4月1日及び平成18年4月1日であると考えられる。仮に、各年の4月2日以降に作成したとしても、訓令33条及び34条の規定に基づき、これらの第6類に該当する文書の保存期間は、作成又は取得の日から1年未満であること、また、訓令によれば、第6類に該当する文書の場合は、保存期間満了後に行政文書ファイル管理簿にいつ廃棄をしたか記録する必要もないことから、保存期間満了後に行政文書ファイル管理簿に何も記録されることなく廃棄したと考えられ、開示請求時点においては、当該4課長分の引継書は存在しない。

念のため、処分庁をして、関係する課や事務所の執務室、倉庫及び書庫等も探索させたが、文書2に該当する文書の存在を確認できなかった。

(イ) 文書4及び文書7について

関係機関との打合せ記録については、その必要性に応じて作成、保存するものであるが、当該関係機関との打合せは、経緯説明等の軽微な打合せを行ったにすぎず、特段の資料を使用した事実はなく、打合せ記録も作成しなかった。念のため、処分庁をして、関係する課や事務所の執務室、倉庫及び書庫等も探索させたが、文書4及び文書7に該当する文書の存在を確認できなかった。

イ 文書 2，文書 4 及び文書 7 を保有していないとする上記アの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情は認められない。

したがって，関東地方整備局において，文書 2，文書 4 及び文書 7 を保有していることは認められず，文書 2，文書 4 及び文書 7 を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

(3) 文書 9 について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，文書 9 につき不開示と判断した経緯等を改めて確認させたところ，諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 文書 9 は，特定個人（審査請求人）の住所及び氏を明示しているため，文書 9 に該当する文書の存否を答えることによって，特定個人の所有地内にある池の状態・事実を明らかにすることとなる。

(イ) 当該事実自体が法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，これを公にする法令の規定や慣行はなく，同号ただし書イないしハに該当しないので，同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって，文書 9 に該当する文書の存否を答えるだけで，法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなる。

イ 以下，検討する。

(ア) 文書 9 は特定個人（審査請求人）の住所及び氏を明示した開示請求のため，文書 9 の開示請求に対し該当する文書の存否を答えることは，特定個人の所有地内にある池が，文書 9 に記載された状況にあるのかなのかという事実の有無（以下「本件存否情報 2」という。）を明らかにするものと認められる。

(イ) 本件存否情報 2 は，法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから，同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって，文書 9 について，その存否を答えるだけで，法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなると認められ，存否応答拒否した原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件諮問は，審査請求後，約 5 年 8 か月を経過している。本件対象文書

の不開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求に対し、文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とし、文書2、文書4及び文書7につき、これを保有していないとして不開示とし、文書9につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、文書1、文書3、文書5、文書6及び文書8につき、その一部を同条1号及び6号に該当するとして不開示としたことについて、諮問庁がその存否を応答するだけで開示することとなる情報は同条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、その一部を不開示としたことは結論において妥当であり、また、文書2、文書4及び文書7につき、これを保有していないとして不開示としたことは、関東地方整備局においてこれを保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であり、さらに、文書9につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

本件対象文書

- 文書1 特定Aトンネルの交渉開始から現在に至る（2009年11月）審査請求人と国との交渉記録その他本件に関する一切
- 文書2 A課長，B課長，C課長及びD課長の引継ぎ書
- 文書3 特定Aトンネルの計画開始から現在に至る審査請求人と国の交渉記録一切
- 文書4 D課長と特定税務署との打ち合わせ記録及びその際の打ち合わせ資料のすべて
- 文書5 立木伐採（特定Aトンネル上部の側道部分）に関する第1回伐採の記録
- 文書6 2006年春頃，特定Aトンネル上部で審査請求人に連絡ないまま行った第2回立木伐採の記録すべて
- 文書7 D課長の税務署及び特定X国税不服審判所（国税不服審判所特定Yも含む）との打ち合わせ記録及びその際の打ち合わせ資料のすべて
- 文書8 2000年7月頃，特定Aトンネルにおいて口頭承諾を得たとする記録のすべて
- 文書9 特定Aトンネル及び特定Cトンネルの掘削により発生した，特定地番特定個人の家の池水枯れに関する資料のすべて